

長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】重要事項説明書

株式会社 優良住宅ローン

2023年4月版

1.商品名	長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】
2.ご利用いただける方	以下の条件をいずれも満たすことの出来るお客様 ・ 申込時年齢70歳未満の方(親子リレー返済をご利用される場合は70歳以上の方もお申込みできます)。 ・ 日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方。
3.資金使途	ご本人が所有して居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅を購入するための資金(ご親族がお住まいになるための住宅並びにセカンドハウスも融資対象となります。)
4.ご融資金額	100万円以上8000万円以下(1万円単位) ただし、住宅建設費(土地の取得費を含む)または住宅の購入価額の100%以内とします。
5.ご融資期間	次のいずれか短い年数とします。 ① 15年(申込者が60歳以上の場合は、10年以上)以上、35年以内 ② 完済時年齢が80歳となるまでの年数(「80歳」-「お申込み時の年齢」、1歳未満切り上げ)
6.ご融資金利	全期間固定金利 ・ お借入申込時の金利が適用されるのではなく、融資実行時の金利が適用されます。 ・ お借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、団体信用生命保険の加入有無、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、お借入金利が異なります。
7.融資対象となる住宅及び物件検査	① 共通 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合し、原則として、物件検査を受け、適合証明書を提出できる住宅、なお、適合証明書の発行手数料はお客様のご負担となりその料金は、適合証明機関により異なります。 ・ (住宅建設の場合) 竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 ・ (新築住宅購入の場合) 申込日以前2年前以内に竣工したもの、または工事中のもの(未着工のものを含む)でまだ人が住んだことのない住宅 ・ (中古住宅購入の場合) 借入申込日において築後年数が2年を越えている住宅、または既に人が住んだことのある住宅 建築確認日が昭和56年5月31日(建築確認日が確認できない場合は表示登記における新築年月日が昭和58年3月31日)以前の場合は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合している住宅 ② 一戸建て住宅の場合 ・ 住宅部分の面積が70㎡以上の住宅 ③ 共同建て住宅の場合 ・ 専有面積が30㎡以上の住宅
8.ご返済方式・方法	次のいずれかの方式をお選びいただけます。 ① 元利均等返済毎月払い ② 元金均等返済毎月払い ・ 6か月毎のボーナス払い(ご融資金額の40%以内)も併用できます。 ・ 毎月のお支払は、お客様指定の預金口座から、毎月5日若しくは弊社が別途指定する日に、自動引落させていただきます。 ・ 年金等の公的給付の受け取り口座からの返済金の口座振替は、貸金業法で禁止されていますので、別口座をご指定ください。

9.収入に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> 安定した収入がある方。 【フラット35】(買取型)とその他借入金を合わせたすべてのお借入金の年間返済額の年収(注)に占める割合が、次の基準を満たしている方(収入を合算することもできます)。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(注)年収については、原則として、お申込み年度の前年の収入で審査します。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
10.保証人	・ 必要ありません。						
11.担保	<ul style="list-style-type: none"> お借入れの対象となる住宅及びその敷地に、独立行政法人住宅金融支援機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客様のご負担となります。 抵当権設定の登記申請は弊社指定、または弊社が認める司法書士の方にご依頼いただきます。お客様ご本人、ご親族等による登記申請はお断りしております。 						
12.団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、【フラット35】の団体信用生命保険にご加入いただけます。【フラット35】の団体信用生命保険には、新機構団信と新3大病付機構団信の2つがあります。 						
13.火災保険	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの返済期間中は、建物に火災保険を付けていただきます。付保を怠った場合、期限の利益を喪失する場合があります。(弊社で火災保険をお取扱いしております。お気軽にお問い合わせ下さい)。 						
14.繰上返済	<ul style="list-style-type: none"> 融資金金を繰り上げて返済するときは、1か月前までに返済中の弊社の窓口に申し出ていただきます。また、返済が一部のときは、返済額は100万円以上で、返済日は毎月の返済日となります(繰上返済手数料はかかりません)。 ※「住・My Note」(ご返済中のお客様向けのインターネットサービス)で一部繰上返済の申込を行う場合、返済額は10万円以上となります。 						
15.融資手数料	<ul style="list-style-type: none"> 融資物件により次のいずれかになります(最低融資手数料は110,000円(税込)です)。 新築住宅…融資金額×0.80%(税込) 中古住宅…融資金額×1.65%(税込) 						

- ☑ 本紙『長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】重要事項説明書』及び裏面の『長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について』の内容を了承の上、この住宅ローンを利用します。
- ☑ 私(連帯債務の場合は連帯債務者を含む、以下同じ)は、【フラット35】長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)借入申込書及び今回の住宅取得以外の借入内容に関する申出書(兼 既融資完済に関する念書)に關し、住宅金融支援機構の住宅ローン買取仮承認日までに誤記や記載漏れ等があった場合、その訂正、追記等を、貴社ならびに借入申込書記載の請負事業者・仲介事業者が行うことを承諾いたします。買取仮承認日以後、申込内容に変更事由が発生した場合は、速やかに申込内容変更申請書を貴社へ提出いたします。申込みの結果、融資が受けられる場合には、【フラット35】長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)借入契約書の内容を私が最終的に確認します。
- ☑ 私は『【フラット35】長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)借入申込書(以下、借入申込書)』に記載の物件を取得するにあたり、建築あるいは購入の契約の全部または一部が未締結である場合は、その内容・価格等を疎明する見積書等の資料を未締結の契約書の代用として提出いたします。つきましては、貴社から融資の内定の結果連絡を受けた場合、当該契約の締結後速やかにその写しを提出し、金銭消費貸借契約までに借入申込書において融資対象としたすべての契約書(注文書と請書の組み合わせを含む)の原本提示をいたします。なお、履行できない場合及び契約額の合計が貴機構の定める譲渡価額の上限額を超えた場合、直ちに融資承認の取り消しを受けても何ら異議ありません。

上記の事項について承諾いたします。

記入日	西暦	年	月	日	記入日	西暦	年	月	日
申込人氏名					連帯債務者氏名				
(自署)					(自署)				

お申込時にご提出いただく社会保険証の資格取得日と就職年月日が異なる方は、その理由をご記入ください。(例)試用期間のためなど

※該当される方で、当欄にご記入が無い場合は、お電話にてご確認させていただく場合があります。

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】の特徴及び注意事項について

この住宅ローンは、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、下記「【フラット35】の特徴」及び「【フラット35】の注意事項」をご確認ください。

1 【フラット35】の特徴

【適用金利】

(1) 【フラット35】は、返済期間（20年以下又は21年以上）、融資率（9割以下又は9割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。

なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されません。

(2) 【フラット35】は、【フラット35】S等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせによって適用される金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。

(3) 【フラット35】の融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

【団体信用生命保険】

(4) 【フラット35】の団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生団信））」及び「新3大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。

なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態等がお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【適合証明書】

(5) 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。なお、物件検査の費用はお客さま負担であり、適合証明機関により異なります。

【住宅ローン債権の譲渡】

(6) 【フラット35】は、資金交付と同時に機構に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。

(7) 住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

【繰上返済】

(8) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日です。

※ 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合は、ご返済できる金額は10万円以上です。

2 【フラット35】の注意事項

【新住所確認資料の提出】

(1) 資金交付後、速やかに新住所が確認できる住民票又は印鑑証明書を金融機関に提出してください。（セカンドハウス用にお借入れされる場合は提出不要です）

【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

(2) 資金交付後、氏名又は電話番号を変更する場合や、やむを得ない事情により住所を変更の場合は、金融機関にお申し出ください。

(3) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更する場合は、変更前に必ず金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、融資金の全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

【資金使途違反があった場合の対応】

(4) 【フラット35】は、お客さまご本人又はそのご親族の方がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてご利用できません。

投資用物件の取得資金としてご利用された場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

(5) 機構では、転送不要郵便で融資対象住宅あてに融資額残高証明書をお送りすること等により、お客さまご本人又はそのご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認していますので、予めご了承願います。確認の結果、機構の承諾なく第三者に賃貸する等の投資用物件としての利用や店舗・事務所等の目的外の利用が判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

(6) 【フラット35】は、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用されている住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてはご利用できません。また、借入後いかなる事情があっても、融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできません。融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させていることが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

なお、ご返済中に、お客さまご本人が実際にセカンドハウスとして使用されていることを書面、電話、現地調査等の方法により確認させていただく場合があります。この確認においては、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用されていることを証する書面の提出をお願いする場合があります。

【虚偽申請があった場合の対応】

(7) 【フラット35】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9割以下又は9割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が必ずご確認ください。また、所要資金額又は融資額に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出いただく必要があります。万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

(8) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合又は機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット35】S等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

【外国籍の方の申込要件】

(9) 【フラット35】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

（金融機関使用欄）

説明日	年 月 日
-----	-------

説明者	
-----	--